

社保算定基礎届(面談調査以外)と労保年度更新・源泉所得税の特例納付は7月10日まで。
毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく!



「あれから月に2~3回、亡夫が連帯保証人だった債務66万円を、相続放棄した私に払え!との文書が郵送されてくるがイヤやわ…」とAさんから電話が掛かるようになってもう半年が過ぎました。昨年12月の当豆ニュースでお知らせした「債権回収会社」から送られてくる問題の「請求書」です。NIS(ニッシン)グループから債権譲渡を受けたというパインクレスト合同会社のしつこい請求。

同じ文書で10回まがいの行! 15回も請求! 心を鬼に屈せず!

最初が昨年10月24日付で、11月が3回・12月が2回・1月が3回・2月が3回…と5ヵ月で12回、支払期限と担当者名を変えただけの全く同じ文書です。ところが、3月と4月は1回・5月はナシ・6月は1回…と回数は激減、結局9ヵ月で計15回の不当請求です。これは刑法第250条の「恐喝未遂」(10年以下の懲役)に該当する恐れがあります。いくら文面が「お願い」や「ご提案」になっていても理不尽な請求に屈しないAさんの姿勢に脱帽です。



「国は少なくとも4年に1回は調査を!というが当年金事務所では2~3年に1回の調査が目標。50人以上の事業所は総合調査で詳しくみるが、それ以外は算定基礎届の時に賃金台帳や出勤簿を見る面談調査で…」と大分年金事務所の適用課長は説明します。県内には大分以外に、別府・佐伯・日田に年金事務所がありますが、算定基礎届の時の面談調査についてはハウツクがあります。①別府・佐伯は賃金台帳等の他に源泉所得税の領収証書も

調査対象にし人数・給与と突合…が②大分はしません③日田では面談調査そのものを省略…という状況です。これで公正な調査と言えるのか?そんな時期にタイミングを合わせるかの様に文芸春秋の7月号に「隠蔽された年金破綻・自民党と厚労省の十年の罪業」との特集記事が出ています。自民党の河野太郎衆議院議員と日本総研の西沢和彦上席主任研究員の渾身のレポートです。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミティツを行います。ご協力をお願いします。
当事務所のFAX(0977-24-1806)は、日曜・祝日を除く朝6時半~夜8時受信可能です。